

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	2025年11月17日	
【会社名】	長瀬産業株式会社	
【英訳名】	NAGASE & CO., LTD.	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 上島 宏之	
【本店の所在の場所】	大阪市西区新町一丁目 1番17号	
【電話番号】	大阪 (06) 6535-2081	
【事務連絡者氏名】	執行役員 人事総務本部長 和久田 利夫	
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町二丁目 6番 4号	
【電話番号】	東京 (03) 3665-3039	
【事務連絡者氏名】	執行役員 人事総務本部長 和久田 利夫	
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当	1,674,833,600円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。	
【縦覧に供する場所】	長瀬産業株式会社 東京本社 (東京都千代田区大手町二丁目 6番 4号) 長瀬産業株式会社 名古屋支店 (名古屋市中村区名駅三丁目28番12号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2番 1号)	

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2025年11月6日付で提出した有価証券届出書及び2025年11月12日付で提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、株式の募集条件に関し必要な事項が2025年11月17日に決定されましたので、これらに関する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

- 1 新規発行株式
- 2 株式募集の方法及び条件
 - (1) 募集の方法
 - (2) 募集の条件
- 4 新規発行による手取金の使途
 - (1) 新規発行による手取金の額
 - (2) 手取金の使途

第三部 参照情報

第1 参照書類

- 3 臨時報告書
- 4 訂正報告書

第2 参照書類の補完情報

3【訂正箇所】

訂正箇所は、_____を付して表示しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

(訂正前)

種類	発行数	内容
普通株式	487,700株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

(注) 1 ~ 3 (記載省略)

- 4 上記「発行数」欄記載の数は本有価証券届出書提出日現在における見込数であり、後日改めて決定します。
なお、1,675,000,000円を下記2【株式募集の方法及び条件】(2)【募集の条件】の(注)2記載のとおり決定する発行価格により除した数（単元未満株は切り捨て）とすることを予定しています。

(訂正後)

種類	発行数	内容
普通株式	464,200株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

(注) 1 ~ 3 (記載省略)

- 4 (全文削除)

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

(訂正前)

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	487,700株	1,674,761,800	
一般募集			
計(総発行株式)	487,700株	1,674,761,800	

(注) 1, 3 ~ 4 (記載省略)

- 2 上記「発行価額の総額」欄記載の金額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額ですが、本有価証券届出書提出日前日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であり、後日改めて決定します。なお、後記(2)【募集の条件】の(注)2記載のとおり決定する発行価格に上記「1【新規発行株式】」の(注)4記載のとおり決定する発行数を乗じた金額となります。上記「発行数」欄記載の数も、上記「1【新規発行株式】」の「発行数」欄記載の数と同様に、本有価証券届出書提出日現在における見込数です。

(訂正後)

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	464,200株	1,674,833,600	
一般募集			
計(総発行株式)	464,200株	1,674,833,600	

(注) 1, 3 ~ 4 (記載省略)

- 2 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額です。

（2）【募集の条件】

（訂正前）

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
3,434		100株	2025年12月5日		2025年12月5日

（注）1, 3～4（記載省略）

- 2 上記「発行価格」欄記載の金額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額ですが、本有価証券届出書提出日前日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であり、後日改めて決定します。

即ち、当社は、本自己株式の処分価額を処分予定先に特に有利でない価額とするためには、直近の市場価格及び市場価格の推移を踏まえたうえで処分価額を決定すべきであると考えております。しかるところ、当社は、2025年11月6日に、2026年3月期第2四半期決算短信を公表しております。そこで、当該公表に伴う株価への影響を踏まえたうえで、2025年11月17日に、改めて本自己株式処分の処分価額（発行価格）を決定することといたします。具体的には、2025年11月5日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値である3,434円と、2025年11月11日から同月14日までの各日の直前取引日の終値のうち、最も高い金額をもって、処分価額として決定することを予定しております。（以下省略）

（訂正後）

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
3,608		100株	2025年12月5日		2025年12月5日

（注）1, 3～4（記載省略）

- 2 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額です（2025年11月5日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値である3,434円と、2025年11月11日から同月14日までの各日の直前取引日の終値のうち、最も高い金額をもって払込金額として決定しています。）。（以下省略）

4【新規発行による手取金の使途】

（1）【新規発行による手取金の額】

（訂正前）

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
1,674,761,800		1,674,761,800

（注）1～2（記載省略）

- 3 払込金額の総額及び差引手取概算額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額ですが、本有価証券届出書提出日前日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であり、後日決定します（上記「第1【募集要項】 2【株式募集の方法及び条件】（1）【募集の方法】（注）2」により算出される金額となります。）。

（訂正後）

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
1,674,833,600		1,674,833,600

（注）1～2（記載省略）

- 3 払込金額の総額及び差引手取概算額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額です。

（2）【手取金の使途】

（訂正前）

上記差引手取概算額1,674,761,800円につきましては、2025年12月5日以降、諸費用の支払等の運転資金に充当する予定であります。なお、実際の支出までは、当社預金口座にて適切に管理を行う予定であります。

（訂正後）

上記差引手取概算額1,674,833,600円につきましては、2025年12月5日以降、諸費用の支払等の運転資金に充当する予定であります。なお、実際の支出までは、当社預金口座にて適切に管理を行う予定であります。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

3【臨時報告書】

（訂正前）

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2025年11月12日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和48年大蔵省令第5号）第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2025年6月19日に、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書を2025年11月6日に関東財務局長に提出。

（訂正後）

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2025年11月17日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和48年大蔵省令第5号）第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2025年6月19日に、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書を2025年11月6日に関東財務局長に提出。

4【訂正報告書】

（訂正前）

記載なし

（訂正後）

訂正報告書（上記3の2025年11月6日提出の臨時報告書の訂正報告書）を2025年11月14日に関東財務局長に提出。

第2【参照書類の補完情報】

（訂正前）

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び半期報告書（以下、「有価証券報告書等」という。）の提出日以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2025年11月12日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について変更その他の事由は生じておりません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、本有価証券届出書の訂正届出書提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載すべき将来に関する事項もありません。

（訂正後）

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び半期報告書（以下、「有価証券報告書等」という。）の提出日以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2025年11月17日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について変更その他の事由は生じておりません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、本有価証券届出書の訂正届出書提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載すべき将来に関する事項もありません。

以上